

**大阪市城東区における新たな地域コミュニティ
支援事業業務委託【長期継続契約】
募集要項（公募型プロポーザル）**

次のとおり、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、提案事業者（事業受注者）を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

- 第1章 事業について
- 第2章 応募について
- 第3章 選定について
- 第4章 契約について
- 必要書類一覧（別表1・別表2）
- 書類様式

【提出先・問い合わせ先】

大阪市城東区中央3丁目5番45号 城東区役所3階35番窓口
大阪市城東区役所 市民協働課【担当：小澤・佐々木】
電話：06-6930-9734 ファックス：050-3535-8685
メールアドレス：tq0002@city.osaka.lg.jp

第1章 事業について

1. 案件名称

大阪市城東区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2. 業務内容

(1) 契約上限金額

委託金額は、49,539,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。各年度における上限額は下記のとおりです。

年度	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度	16,513,000円
令和9年度	16,513,000円
令和10年度	16,513,000円
合計	49,539,000円

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 事業目的と概要・業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行場所

本市指定場所

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 市側から提供する資料、貸与品等

業務遂行にあたり必要なデータや貸与品等は無償で提供するが、提供できるデータや貸与品等は別途協議とする。

第2章 応募について

1. スケジュール

・公募開始	令和7年12月15日（月）
・質問受付締切	令和7年12月19日（金）
・質問に対する回答	令和7年12月25日（木）
・参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月23日（金）
・参加資格決定通知	令和8年1月30日（金）
・企画提案書の提出期限	令和8年2月6日（金）
・企画提案会	令和8年2月27日（金）
・選定結果通知	企画提案会実施後1週間以内
・契約締結	令和8年4月1日（水）

2. 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査は、別表1に掲げる書類の提出により行う。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する

同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、上記(1)から(5)の要件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者(代表者)を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。
 - ウ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同体の協定書(自由様式)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

3. 募集要項及び仕様書に関する質問

- (1) 質問受付期間
令和7年12月15日(月)～令和7年12月19日(金)午後5時30分必着
(持参の場合 午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分)
- (2) 提出方法
質問票(様式1)により、持参・ファックス・送付またはメールにて提出。
※ファックスやメールで提出する場合は、「件名」の始めに「【質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信すること。
※口頭または電話による質問は受け付けない。また、締め切り以降の質問も受け付けない。
- (3) 回答
令和7年12月25日(木)に城東区ホームページにて回答します。
ただし、質問がない場合は掲載しません。
【城東区ホームページ：入札契約情報】
<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/category/3402-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

4. 応募手続き

- (1) 参加申請手続き
ア 受付期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月23日(金)
午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分
(土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

- イ 提出書類 **別表1**のとおり
- ウ 提出場所 城東区役所3階35番窓口 市民協働課まで持参。
(メール、ファックス及び送付による提出は不可)
- エ 参加資格決定通知 本市による審査を経て令和8年1月30日(金)にメールにより通知する。

(2) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和7年12月15日(月)～令和8年2月6日(金)
 午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分
 (土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
- イ 提出書類 **別表2**のとおり
- ウ 提出部数 11部(正1部、副10部)
 ※提出は、1社につき1案のみとする。
- エ 提出場所 城東区役所3階35番窓口 市民協働課まで持参。
(メール、ファックス及び送付による提出は不可)

(3) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。

(4) その他

- ア 企画提案書の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出すること。添付書類については、正本とセットにして提出すること。
- イ 企画提案書の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を表示すること。
 ただし、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には提案事業者名や事業者が特定される表現は記載しないこと。事業者名表示があれば黒塗りするなど、提案事業者が推定できる記載は匿名化(マスキング)すること。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

第3章 選定について

1. 選定

(1) 選定基準

選定基準は次のとおり。

審査項目	審査内容	配点
①事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的及び業務内容の理解度 ・事業の計画性、実施内容の妥当性 ・業務手法の適格性、実現可能性 ・課題解決能力、手法の独創性 	50点
②事業の実施体制 (人員配置等)	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に遂行できる組織体制・運営基盤 	30点

③類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	10点
④所要経費、 積算見積金額	・提案経費の効率性、妥当性	10点

(2) 選定方法

ア 審査にあたっては、「新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者 選定委員会」(以下、「選定委員会」)において、上記の選定基準に基づき、プレゼンテーション審査により総合的に公平かつ客観的な審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、①事業の企画内容の得点が最も高い事業者とする。なお、最高得点であってもその評価点数が全委員の平均評価点で60点に満たない場合は、最優秀提案事業者に選定せず該当者なしとする。

また、応募者が1者の場合も上記と同様の方法により審査を実施する。

【プレゼンテーション審査】

日時：令和8年2月27日（金）（予定）

場所：城東区役所 3階313会議室（城東区中央3-5-45）

※詳細な時間や場所等については、改めて通知する。

時間等：各社ごとに行い、1社20分程度

（企画提案書により提案10分以内を厳守、質疑10分程度）

※プレゼンテーションは紙資料により実施するので、提案書を持参すること。

※選定結果は採否に関わらず全参加者に対してファックスまたはメールで通知する。

ウ 選定後、以下の内容について、城東区ホームページに公表する。

①選定委員の氏名、所属、役職等

②選定委員会の開催日

③審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合、応募者は失格とする。

- (1) 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
 - エ 提案金額が契約上限金額を上回っている場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

3. その他

- (1) 提案にかかる費用、条件等

ア 提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。

- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替えは認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く）。
- カ 本事業は令和8年度大阪市予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っているので、選定・実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となる。従い、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性がある。
- キ 本案件は長期継続契約となる。なお、翌年度以降の予算が保証されているものではないため、翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は契約を解除することとする。

第4章 契約について

選定会議を経て受託事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結する。

契約に関する主な注意事項は次のとおり。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後、本市の検査を経て受注者の請求に基づき支払う。

但し、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができる。その場合は受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みする。

なお、この仕様書による契約については、複数会計年度にわたる長期継続契約となることから、各年度の予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、契約解除・契約変更等の事態が生じるものとする。

(3) 契約書案

別紙契約書案を参照のこと

(4) 再委託について

別紙仕様書を参照のこと

(5) 契約保証金・保証人

免除

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表1

応募期間：令和7年12月15日（月）～令和8年1月23日（金）

午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分（土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

〔メール、ファックス及び送付による提出は不可〕

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④ 申請内容確認書	様式3
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	様式4
⑧ 団体目的等についての誓約書	様式5
⑨ 過去2か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕) 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩ 過去2か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪ 委任状	様式6・共同体での申請の場合のみ
⑫ 共同体の協定書の写し	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表2

提出期間：令和7年12月15日（月）～令和8年2月6日（金）

午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分（土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

〔メール、ファックス及び送付による提出は不可〕

提出部数：11部（正1部、副10部）

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書（企画提案書表紙）	様式7 代表者印を捺印してください。
企画提案書	様式8-1から様式8-6
役員名簿	様式9 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 いざれも任意団体にあってはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあっては、これに相当する書類

※提案書の製本にあたっては上記の順に編綴すること